

国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案参照条文

国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律（昭和二十七年法律第百九十一号）（抄）

（銀行への出資額）

第二条の二 政府は、銀行に対し、この法律施行の日における基準外国為替相場（外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第七条第一項の基準外国為替相場をいう。以下同じ。）で換算した本邦通貨の金額が九百億円に相当する国際復興開発銀行協定第二条第二項(a)に規定する合衆国ドルの金額の範囲内において、出資することができる。

2
1 3
（略）

（抛出の方法）

第四条 政府は、銀行に対して、一般会計の負担において外国通貨又は本邦通貨で、第二条の三の規定による抛出をすることができる。